番号	業系	 务の種類	業務の具体的内容	連携の必要性	連携の方向性	課題等	困難度 大·小	期間長・中	県関係課
		児童福 祉・子育 て支援	児童手当業務全般	・市町村同一の制度運用がなされている ため、共同処理した場合のメリットは大 きい。		事務共同化のコストと共同化によるメリットのバランス	※ 1	※2 中	子育て支援課
2			児童福祉施設の設 置・管理(保育所 等)	・子供の数が減るため、施設の管理・運営等について、市町村を超えた対応が必要になる。 ・広域運営により、保育士を共有し、財政負担を軽減できればよい。	市町村同士	・特になし。	大	長	幼保推進課
3	福祉	障害福祉	障害程度区分認定 審査会	・単独市町村では1回あたりの審査件数 が少なく、審査委員の招集の負担が相対 的に大きい。	市町村同士	・既に広域連携している市町村があり、市町 村間の調整により実施可能	大	中	障害福祉課
4	福祉	障害福祉	自立支援給付事務 (受付・入力処 理、給付決定通知 等)	・専門的知識や経験を持つ職員の不足 ・システム共同処理による経費節減や効 率化が可能	市町村同士県	・障害福祉サービスの給付事務は地域の実情 に精通した市町村が担うものとされている。	大	中	障害福祉課
5	福祉	母子等福 祉	児童扶養手当の支 給	・母子家庭等の増加傾向と合わせ、調査 内容が広範囲に及び、事務量の増加が見 込まれる。	市町村同士県	・現行制度上事務事務委託が可能か。・共同処理が不正受給防止に及ぼす影響	大	中	子育て支援課
6	福祉	母子等福祉	母子自立支援員と 家族相談員の設置	・母子家庭等の増加傾向と合わせ、職員 の減少とともに事務量の増加が見込まれ る。	市町村同士県	・現行制度上、児童家庭相談は市町村業務となっており、市町村間連携を検討することが 適当である。	大	中	子育て支援課
7	福祉	生活保護	生活保護の実施全 般 (ケースワーク)	・財政や人材確保で将来的に単独処理が 困難となることが想定される。	市町村同士県	・事務共同化のコストと共同化によるメリッ トのバランス	小	中	福祉政策課
8	福祉	生活保護	生活保護の一般的 事務(ケースワー ク以外)	・ケースワーク以外の一般的事務の集中 化による効率化	市町村同士	・事務共同化のコストと共同化によるメリットのバランス	小	長	福祉政策課

番号	業系	多の種類	業務の具体的内容	連携の必要性	連携の方向性	課題等	困難度 大·小	期間長・中	県関係課
号	X1.	77 I E X	X430000011111111111111111111111111111111	建物の必安は	建扬切刀间压	旅 超守	※1	×2	乐) () () ()
9	福祉		養護老人ホームの 設置・管理(措置 費支弁基準額の設 定)	・養護老人ホーム措置費支弁基準額の設定について、職員数の減少により技術の継承が困難であり、単独処理は非効率である。		・県は基準額設定事務を行っていないため、 市町村間連携の検討が適当であると考える。	小	中	長寿社会課
10	福祉	介護保険	介護認定	・人員及び専門知識の不足 ・認定審査会は、潟上市・南秋田郡町村 の共同設置している。医療保険と同じよ うに広域で処理してもいいのではない か。	市町村同士県	・共同処理することと組織を大きくすること のメリット・デメリットの検討	大	中	長寿社会課
11	医療保健	病院・診療所	拠点病院の医療体 制強化	・地方の医師不足がますます深刻化する。二次医療機関として5医療5事業が果たせていない。また、診療科目が少なく利用者の要請に応え切れていない。 ・医師確保が急務	市町村同士県	・医師確保に係る地域間競争の激化 ・今後の公的病院支援のあり方 ・病床機能分化の推進 ・在宅医療体制の充実	大	中	医務薬事課
12	医療保健	病院・診療所	医療機関の減少と 共同施設利用の促 進	・一次、二次、三次の住み分けが進み医療機関数が減少、高度化が進むなか、拠点病院の改築と、減少する個人医院の医療設備・施設の共同化により、圏民の受療機会の確保を図る。	市町村同士県	・今後の公的病院支援のあり方・病床機能分化の推進	大	長	医務薬事課
13	医療保健	病院・診 療所	診療所の設置・管理	・利用者の減少と医師不足により単独での維持が困難になると予想される。		・特になし。(県は国庫事業の活用、医師確保をはじめとする課題解決に向けた助言等を 実施する。)	大	長	医務薬事課
14	医療保健	保健衛生	多機能な保健セン ターの設置	・少子高齢地域にあって健康支援施設がない。 ・子育て支援、高齢者健康増進を重点としながら幅広い年齢層が利用でき、感染症収容や災害時に役立つ各種機能を持った次代の保健施設が必要		・保健センター新設の財源、必要な人員等多面的な検討が必要	大	中	健康推進課

番号	業利	外の種類	業務の具体的内容	連携の必要性	連携の方向性	課題等	困難度 大·小 ※1	期間 長·中 ※2	県関係課
15	医療保健	保健衛生	自殺予防対策	・広域的な取り組みでも効果が上がる。	市町村同士県	・自殺対策を進めるためには、市町村が地域住民に密着した事業を行い、県は広域的役割を果たすことが効果的と考えている。	小	中	健康推進課
16	医療保健	その他医療・保健	福祉、保健、介 護、医療の融合	・運営規模の縮小による行政の効率性、 事業の有効性から、広域圏単位での福祉、介護、保健、医療の再構築が求められる。	市町村同士	・検討に当たっては、対象となる事項が広範 で、それぞれが専門的内容となるため、時間 をかけて進める必要がある。	小	長	福祉政策課
17	医療保健	その他医療・保健	予防医療の一元化 とシステム構築	・医療保険制度の統合、一本化が先のこととされている現状にあっては、健診結果と保健指導の一元管理を図る情報共有システムを県と共同で構築し、皆健診、皆指導に取り組むべきである。	市町村同士県	・現行制度上は、各保険者のデータの一元化は困難	小	中	福祉政策課
18	医療保健	その他医療・保健	国民健康保険	・財政運営の安定化と保険料の平準化を図る観点から、県単位での事務処理が望ましい。 ・給付の平等、負担の公平を図る観点から、財政運営を広域化し、安定的で持続可能な保険制度を構築する必要がある。	県	・県と市町村の役割分担の明確化	大	中	長寿社会課
19	衛生	ごみ処理	ごみ処理	・市町村によって状況は違うが、周辺市町村との共同処理を必要とする場合がある。 (中間処理施設の運営) (一般廃棄物最終処分場の運営・整備)	市町村同士	・広域的な共同処理を行う場合、地域住民、 関係事業者及び周辺市町村の理解を得ること が必要	大	長中	環境整備課
20	衛生	し尿処理	し尿処理施設の運 営	・現処理施設が老朽化し、更新が必要となるが、下水道接続が増え、し尿の搬入量が減少するため、広域的な共同処理が必要 ・構成市町村の変更により組合再編の検討が必要	市町村同士	・広域的な共同処理を行う場合、地域住民、 関係事業者及び周辺市町村の理解を得ること が必要	大	長中	環境整備課
21	衛生	し尿処理	し尿処理事業と下 水道事業の共同化	・人口減少と下水道の普及により、し尿 処理施設利用人口が年々減少しているた め。	県	・県職員の業務量増への対応	大	長	下水道課

番号	業務	め 種類	業務の具体的内容	連携の必要性	連携の方向性	課題等	困難度 大·小	期間長中	県関係課
22	衛生	火葬場	火葬場(斎場)の 維持管理について	・人口が大幅に減少する見込みであることから、新設もしくは共同処理について検討を加える必要がある。 ・40年後の建替えは、単独でなく広域処理を検討したい。	市町村同士	・一部事務組合を構成する市町村で合意すれば、広域で運営することは問題ない。	大	※2 長	生活衛生課
23	土木	りょう	道路の維持管理・ 補修、橋梁の維持 管理・修繕更新等 関係事務	・職員数が減少する中、技術職員の増が 見込めない。限られた職員数では修繕補 修等の対応に限界がある。 ・技術者の減少に対応するためには、近 接する施設(県管理道路、他市町村管理 道路)の相互管理が必要	市町村同士県	・県の業務量・職員数等の観点から、工事等の具体の対応までは困難と見込まれる。 ・道路法上、道路管理者以外の工事実施には その都度道路管理者の承認が必要となる。	大	中	道路課
24	土木	道路・橋 りょう	除排雪等も含め日 常の維持管理	・県道と市町村道の相互管理等、より効率的な維持管理等について検討の余地がある。 ・路線数が増え、地元オペレーターだけでは対応できなくなる。	市町村同士	・県の業務量・職員数等の観点から、工事等の具体の対応までは困難と見込まれる。 ・オペレーター不足は県にとっても同様の課題である。限られた人数で対応出来るよう、 更なる効率化を図る必要がある。	小	中	道路課
25	土木		技術職員の共同配 置	・技術職員の配置による道路関係工事発 注等事業円滑な推進を図る。	市町村同士	・特になし。(市町村共同でのアドバイザー 委託等で対応可能。)	大	中	道路課
26	土木	河川管理	準用河川、普通河 川の維持管理・補 修関係事務	・職員数が減少する中、河川に精通した職員の採用または育成が難しい。	県	・災害時は県管理河川も被災するため、業務 量・職員数等の観点から、工事等の具体の対 応までは困難と見込まれる。	大	中	河川砂防課
27	土木	上水道	水道事業の今後の あり方の検討	・コスト縮減、技術職員の確保等により、持続可能な水道事業経営を行うため、将来の水道事業のあり方について、共通の課題として認識できるような協議会的機関が必要(当初は勉強会、研究会から)と考える。 ・町村部と都市部の経営一体化を県主導で図る必要がある。		・特になし。(町村部と都市部の経営一体化は、事業者である市町村間の合意により進めるべきであり、県はそのための情報提供等に積極的に努めていきたい。)	大	中	生活衛生課

番							困難度	期間	
番号	業務	务の種類	業務の具体的内容	連携の必要性	連携の方向性	課題等	大·小 ※1	長·中 ※2	県関係課
28	土木	下水道 (集落排 水等含 む)		・施設老朽化が進む中、人口減少や少子 高齢化により、今後の使用料収入の大幅 増が見込めないことから、生活排水処理 事業の効率化と維持管理コストの低減を 図る必要がある。	県	・県職員の業務量増への対応	小	中長	下水道課
29	土木	下水道 (集落排 水等含 む)	汚泥の広域処理	・単独処理場の発生汚泥のコスト縮減・民間委託先の事業継続の不安	県	・県職員の業務量増への対応	大	中	下水道課
30	土木	下水道 (集落排 水等含 む)	下水道使用料の賦 課徴収及び維持管 理業務	・職員の人員不足及び専門技術職員の不 足 ・利用者減少に伴う経費削減の必要性	市町村同士	・広域運営主体の調整	小	長	下水道課
31	土木		道路整備事業等に 係る用地買収及び 申請に伴う土地境 界確認	・公図調査や既存資料収集及び関係者からの情報収集には専門的な知識が必要とされ、職員不足によりその対応が困難になっていくため、専門機関等へ事務委託する。	市町村同士	・特になし。(市町村共同での委託等で対応 可能。)	大	長	建設政策課
32	土木	その他土 木	砂防法、地すべり 等防止法、急傾斜 地の崩壊による災 害の防止に関する 法律係る指定地内 の制限行為許可	・平成24年度から権限移譲により市長が許可権者となったが、県事業や県の既存施設との関わりが大きく、また許可には技術的な判断が必要である。	県	・権限移譲条例に基づく移譲事務であり、事 務の移譲を受けていない市町村もある。	小	中	河川砂防課
33	教育	社会教育	生涯学習の推進	・対象者の減少により広域開催の方が充 実する事業がある。	県	・特になし。(市町村の広域的連携により、 生涯学習講座の充足率、効率性が上がるほか、県による派遣社会教育主事の設置による サポートも有効である。)	小	長	生涯学習課

番号	業利	多の種類	業務の具体的内容	連携の必要性	連携の方向性	課題等	困難度 大·小	期間 長·中 ※2	県関係課
34	教育		他県や他市町村に またがる広域的な 指定文化財(県指 定以上)の保存管 理。	・今後、他県や他市町にまたがる広域的な指定文化財が増える可能性はあるが、市町村職員の増は難しい。 ・広域的な指定文化財の保存管理は、統一した方針で取り組む必要がある。	中田井田十	・指定文化財ごとの制度運用の整備が必要。 ・土地所有との関係のほか、適切に保存管理 活用されることが望まれる記念物の保護について、地域との意思疎通や処理の意志決定ま でのプロセス整備が課題になる。	水1		生涯学習課
35	教育	文化財	埋蔵文化財調査・ 保護等	・小規模自治体では、専門職を配置する余裕がない。	市町村同士県	・文化財専門職員の業務量増への対応	大	中	生涯学習課
36	産業振興	農林水産振興	水田対策	・既に鹿角市と水田協議会を組織済であり、継続が必要である。	市町村同士	・特になし。(地域での合意があれば広域協議会の設置は可能。)	大	中	水田総合利用課
37	産業振興	農林水産振興	産地形成・担い手 対策	・ J A 等農業団体や経営体の広域化のため、市町村のみならず県、 J A 等との連携が必要。	市町村同士県	・特になし。 (現状においても、必要があれば個別事務やプロジェクト毎に協議会等の組織を立ち上げながら柔軟に対応している。)	大	長	農林政策課
38			雇用支援・雇用促 進分野	・職員の減少に対応し人員を集約できる。また、企業活動が地理的に市町村の枠にとらわれないことから、より企業の実情に即した産業施策や雇用施策を行える可能性もあるものと考える。	市町村同士県	・雇用に大きな影響のある企業の誘致など は、市町村税収などへの影響もあり、各市町 村間の利害が衝突する可能性がある。	大	長	雇用労働政策課
39	産業振興	地域産業振興	既存企業・誘致済 企業の支援及び企 業誘致分野	・市町村職員の減少に対応し人員を集約できる。また、企業活動が地理的に市町村の枠にとらわれないことから、より企業の実情に即した産業施策や雇用施策を行える可能性もあるものと考える。	市町村同士県	・企業支援や企業誘致は、財政状況を含めた地域の実情に応じて任意に行われるべきものであることや、地域間の競争という観点から、周辺市町村の共同処理は、各市町村間の利害が衝突する可能性がある。なお、企業誘致に関しては、人事交流や共同事業などを実施しており、今後は、より人材育成について連携を強化していくべきである。	大	長	産業集積課

番号	業系	外の種類	業務の具体的内容	連携の必要性	連携の方向性	課題等	困難度 大·小 ※1	期間 長·中 ※2	県関係課
40	産業振興	観光	県及び近隣市町村 と連携した広域観 光事業の推進事務	・隣接する横手市や、さらに大仙市、仙 北市、美郷町とともに、県南一体となっ た取り組みが必要になる。 ・将来的には、秋田県全体に交流人口の 増加をもたらす、全県一体となった事業 の展開が必要になる。	田町村 同工	・県、市町村、民間事業者等の役割分担や連携のあり方、誘客の主体となる意欲ある民間事業者等に対する関係機関の支援等が課題である。	小		観光振興課
41	産業振興	観光	観光PR、観光誘客に関する事務	・観光客は市町村の枠組みを超えて行動するため、広域的にPRした方が効率的かつ魅力的な活動が可能である。 ・現在も県、市、町により共同で行っているが、定期的に町から県に派遣している職員について検討する必要がある。	市町村同士	・県、市町村、民間事業者等の役割分担や連携のあり方、誘客の主体となる意欲ある民間事業者等に対する関係機関の支援等が課題である。	小	中	観光振興課
42		集落・コ ミュニ ティ対策	高齢化等集落対策 の検討	・高齢化や世帯数の減少により集落を維持していくことが困難な集落が見込まれることから、高齢化等集落について対策を検討していく必要がある。	県	・県と市町村の担当、公民館、地域担当職員など地域づくりの担当者による「地域コミュニティ自立支援ネットワーク」を構築し、積極的なサポートが必要となる。また、市町村により、施策の取り組み状況に温度差があることから、市町村に対するサポートも必要である。	小	長	活力ある農村 集落づくり支 援室
43			消防広域化(県一 本化を含む)	・常備消防への需要拡大と消防団の組織 力低下 ・広域合併又は県単位での一本化 ・各自治体間の調整が困難で広域化が進 まない。	市町村同士	・広域化した場合の運営方式(事務委託か一部事務組合)・各自治体間の負担金割合等の調整	大	中	総合防災課
44	その 他	戸籍・住 民基本台 帳等の窓 口事務	戸籍・住民票等の 交付、届書の受領 等	・職員の減少、支所の廃止 ・業務委託の検討		・窓口業務を民間委託する場合は、各団体個別の対応となるが、コンビニ等庁舎外での交付等の業務委託については、市町村間連携も考えられる。	小	長	市町村課

番	alle 7	- TT NT	W 75 2 2 1 1 1 1 1 1				困難度	期間	
番号	美 	外の種類	業務の具体的内容	連携の必要性	連携の方向性	課題等	大·小 ※1	長·中 ※2	県関係課
45	その 他	消費者	消費生活相談員の配置を含む相談体制のあり方	・相談内容の多様化・高度化、職員不足、国・県・市町村の事務重複	市町村同士県	・市町村の共同処理については、市町村の相 談件数に大きな開きがある場合など、各市町 村のメリットと負担の調整か課題となること が想定される。	小	中	県民生活課
46	その 他	総務関係	電算共同化	・ほぼ同様のサービスを提供しているにもかかわらず、各自治体で別個に調達し運用することは非効率。 ・県域での共同電算化により、維持管理、制度改正による改修費軽減など、調達・運用コストの効率化が見込まれる。	市町村同士	・全業務システムを調査し、共同化可能業務を選択する。 ・業務の標準化を推進し、共同処理を前提とする。 ・各業務に係る規則等の見直し	大	長	情報企画課
47	その 他	総務関係	職員研修	・全体の職員の資質の向上・底上げが必要である。 ・自治研修所における研修項目・受け入れ人数の増を図る。	市町村同士県	・研修項目の大幅な拡充・改編に伴う費用負担	小	中	人事課
48	その 他	行政委員会	監査委員の確保	・専門知識を持つ人材確保が困難	市町村同士県	・監査委員の選任権は各団体の長にあることから、県の関与は本来なじまないが、市町村の監査機能の充実強化に資するため、何らかの支援ができないか検討していきたい。	小	中	市町村課
49	その 他	行政委員 会	監査委員事務局の 共同設置	・職員数の減少	市町村同士	・決算審査が一定期間に集中することから、 監査委員の人数、人選、日程調整などが課題	小	長	市町村課
50	その 他	行政委員	監査委員事務局 (秋田県町村等監 査委員協議会の運 営)	・職員減により、町村持ち回り事務局で は、事務局主催の監査委員研修等の対応 が困難	111111111111111111111111111111111111111	・特になし。(他県の例もあることから、町村会等が事務局を担当することを有力な選択肢として、研修のあり方も含め協議会で検討されることが望ましい。)	大	中	市町村課

番号	業系	外の種類	業務の具体的内容	連携の必要性	連携の方向性	課題等	困難度 大·小 ※1	期間 長·中 ※2	県関係課
51	その 他	行政委員会	電算共同化に伴う 選挙事務費用の軽 減	・町村単位では実施予定であるが、市を 含めることにより、印刷費用等更なる削 減ができるのではないか。	市町村同士	・市町村がメリット等について共通認識を持ちながら、コスト等について調整・協議する ことが課題	大	中	市町村課
52	その 他	行政委員会	選挙事務(調査 関係)	・国政選挙の場合、様々な調査が実施され、選挙終了後も多くの時間を必要とする。	県	・市町村や調査項目によっては、選挙の執行 前後で、計画に変更なく実施したのか再確認 を要するものがある。 ・市町村ごとに調査項目を区分けすることは 県選管の事務執行上非効率な面がある。	小	長	市町村課
53	その	その他上 記に該当 しない事 務	地域公共交通の在 り方	・市町村間を結ぶ幹線の維持も困難になるおそれがある。 ・事業者、利用者も含む協議の場が必要である。		・今年度より、各市町村の交通政策担当者を集めたワークショップを実施しており、周辺市町村との共同処理に係る端緒作りに着手したところである。	大	中	交通政策課
54	他	その他上 記に該当 しない事 務	税の徴収	・徴収の効率化 ・専門的な知識や経験を持つ職員不足 ・外部委託の可能性の検討	市町村同士	・一部事務組合等の設置による連携に向けて、業務の標準化を図っていく必要がある。	大	中	税務課
55	その 他	その他上 記に該当 しない事 務	男女共同参画事業	・NPO支援センターで周辺市町村の事務を一括して実施することが望ましい。	市町村同士	・男女共同参画社会基本法では、地方公共団体は、その区域の特性に応じた施策を策定し、実施する等の責務を有するとしている。このため、共同処理に当たっては次のような課題がある。 周辺市町村との合意形成各市町村の特性に応じた課題への対応	大	長	男女共同参画課
56	その	その他上 記に該当 しない事 務	廃屋(空き家)対 策	・各自治体で同様な問題を抱えており、 県、国レベルでの対応策を検討していた だきたい。	市町村同士県	・個人の資産にかかる問題であり、県・市町 村連携した包括的な法制度の整備や財政支援 が課題となる。	大	中	地域活力創造 課

番号		務の種類	業務の具体的内容	連携の必要性	連携の方向性	課題等	困難度 大·小 ※1	期間 長·中 ※2	県関係課
	57 他	その他上 記に該当 しない事 務	移住・定住対策	・移住・定住を促進していくための施策 について、県と市町村が協議会等で検討 し、必要な支援や対策を講じていく。	市町村同士県	・情報発信のワンストップ化の構築 ・支援メニューの全県バランス確保と県・市 町村の役割分担 ・県・市町村の協働態勢の構築	小	- 	地域活力創造課

- ※1 「困難度 大」とは、単独処理の困難度が切迫し、又は切迫することが確実で早急な共同処理への移行が必要なもの。 「困難度 小」とは、単独処理が困難と想定されるが「困難度大」には至らないもの。
- ※2 「期間 長」とは、2040年(平成52年)の各市町村の状況を予測して検討が必要とするもの。 「期間 中」とは、現在〜概ね5年後までの状況を前提として検討が必要とするもの。